

『もしも』と『まさか』に 備える遺言・相続

第1回 遺言書作成のすすめ

行政書士法人横浜総合法務事務所

代表社員行政書士 倉田 和範

令和3年10月13日



はじめに

- ✓ なぜ、遺言書が必要なのか？
- ✓ 遺言書の種類
- ✓ 遺言書を書いてみましょう



という3つのテーマでお届けします

なぜ、遺言書が必要なのか？

✓ 相続はお金があってもなくても揉める

⇒ 家庭環境・兄弟仲・親族間の心のしこりなど感情的理由が原因

✓ 相続税法の改正

⇒ 課税対象者の増加

<基礎控除額>

3000万円 + (600万円 × 法定相続人の数)

※基礎控除額を超えると金額に応じ10～55%の課税

なぜ、遺言書が必要なのか？

遺産の総額	配偶者と子1人	配偶者と子2人	配偶者と子3人	子1人	子2人	子3人
4,000万円	0	0	0	40	0	0
5,000万円	40	10	0	160	80	20
6,000万円	90	60	30	310	180	120
7,000万円	160	113	80	480	320	220
8,000万円	235	175	137	680	470	330
9,000万円	310	240	200	920	620	480
1億円	385	315	262	1,220	770	630
1.5億円	920	748	665	2,860	1,840	1,440
2億円	1,670	1,350	1,217	4,860	3,340	2,460
2.5億円	2,460	1,985	1,800	6,930	4,920	3,960
3億円	3,460	2,860	2,540	9,180	6,920	5,460

注1. 遺産を相続人が法定相続分により相続した場合の相続税額（1万円未満を四捨五入）。

注2. 遺産の総額は、基礎控除を差し引く前の課税価格の合計額。

注3. 相続税額の計算上、配偶者の税額軽減のみ適用し、未成年者控除などの税額控除は考慮していない。

子供2人・遺産6000万円で180万円の相続税が！

遺言書の種類について

	自筆証書遺言	公正証書遺言	秘密証書遺言
作成者	本人	公証人役場にて作成	本人が望ましい
保管者	本人	公証役場	本人
内容	遺言者が自筆で遺言書の本文を書き、そこに日付と署名・押印をした遺言書	公証人及び証人の前で遺言内容を述べ、公証人が作成したものに誤りがないかを確認し、それぞれ署名・捺印した遺言書	遺言者自らが遺言書の本文を作成・封印し、封印された状態の遺言書を公証人及び証人が署名・捺印した遺言書
注意点	本文は必ず自筆で作成しなければならず、代筆やパソコン等で書かれた場合は無効	一定の手続きや書類の収集の必要性があるため、すぐには作成できない	遺言書の内容を秘密にしたまま、遺言書の存在のみを証明するものである
裁判所の検認手続	必要	不要	必要
公証人証人	不要	公証人 1人 証人 2人	公証人 1人 証人 2人
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 簡単に作成できる 遺言書の存在を秘密にできる 書き直しが自由にできる 	<ul style="list-style-type: none"> 公証人が作成するため、身体的理由により、文字が書けなくても作成できる 紛失や変造の可能性がない 不備等で無効となることがない 検認が不要で、すぐに相続手続きできる 	<ul style="list-style-type: none"> 内容の秘密が守れる 代筆やパソコンでの作成も可能 コストが低い
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 紛失や変造、隠匿の可能性はある 内容に不備があると、遺言書が無効になる 訂正の方法が煩雑 	<ul style="list-style-type: none"> 内容を秘密にできない 費用がかかる 手続きが煩雑 	<ul style="list-style-type: none"> 内容に不備があると、遺言書が無効になる

遺言書をつくってみましょう

遺言書

1. 私は、私が所有する下記現預金、不動産を 長男 法務 一郎
(昭和59年4月26日)に相続させる。

<現預金>

①横浜銀行 武蔵小杉支店 普通 口座番号〇〇〇〇〇〇

内に有する預金のすべて

②川崎信用金庫 武蔵小杉支店 普通 口座番号〇〇〇〇〇〇

内に有する預金のうち、4分の3に相当する額

<不動産>

① 土地

所 在 : 川崎市中原区下小田中三丁目

地 番 : 252番25

書くときは余白に注意
用紙はA4 左20mm・右5mm
上5mm・下10mmの余白を取る

金額はなるべく記載しない

遺言書をつくってみましょう

内に有する預金のうち、4分の3に相当する額

＜不動産＞

① 土地

所在 : 川崎市中原区下小田中三丁目
地番 : 252番25
地目 : 宅地
地積 : 114.23 m²

② 建物

所在 : 川崎市中原区下小田中三丁目
家屋番号 : 252番25
種類 : 居宅
構造 : 鉄骨造亜鉛メッキ鋼板葺2階建
床面積 : 1階 74.36 m²
2階 75.32 m²

不動産は土地・建物ごとに記載
マンションの場合は専有部分の
記載をする

建物は床面積まで記載

2. 私は、この遺言の執行者として、次の者を指定する。

遺言書をつくってみましょう

2. 私は、この遺言の執行者として、次の者を指定する。

住 所：川崎市中原区小杉町一丁目 403 番地

職 業：行政書士

氏 名：高木 洋一

生年月日：昭和〇〇年〇〇月〇〇日

執行者を定めると便利です。
公的な資格者や、相続人の
1人になることもできます。

3. 付言事項

今まで本当にありがとう。あなたたちのおかげで本当に幸せな人生を過ごすことができました。この遺言書を書いたのは、あなたたち兄弟が揉めないために作成したものです。

二郎よりも一郎の方が現金を多く配分しているけれど、一郎はお墓を守ってもらうため、お金がかかるからです。

私はいなくなるけど、兄弟2人でいつまでも仲良く幸せに暮らして下さい。

付言事項は相続人への感謝と相続の理由などを記載します。
すごく重要な部分です

自筆証書遺言保管制度について

生前

遺言書の保管の申請
※申請は撤回することができます。

遺言者

画像データ化

遺言書の閲覧ができます

遺言者

原本保管

画像データ(タブレット)又は原本を閲覧できます。

保管の申請は、遺言書を事前に作成した上、申請書と添付書面を用意し、遺言者本人が遺言書保管所に来庁して手続を行う必要があります。遺言の内容についての相談はお受けできません。

相続開始後

遺言書の保管の有無に関する証明書の交付が受けられます

遺言書の写し(遺言書情報証明書)の交付が受けられます

遺言書の閲覧ができます

通知

通知

他の相続人等

相続人等

相続人等

画像データ(タブレット)又は原本を閲覧できます。

検認不要 遺言書保管所において保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認が不要となります。

(※)相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けたり、遺言書を閲覧すると、法務局職員(遺言書保管官)は、その方以外の相続人等に対して遺言書を保管している旨をお知らせします。

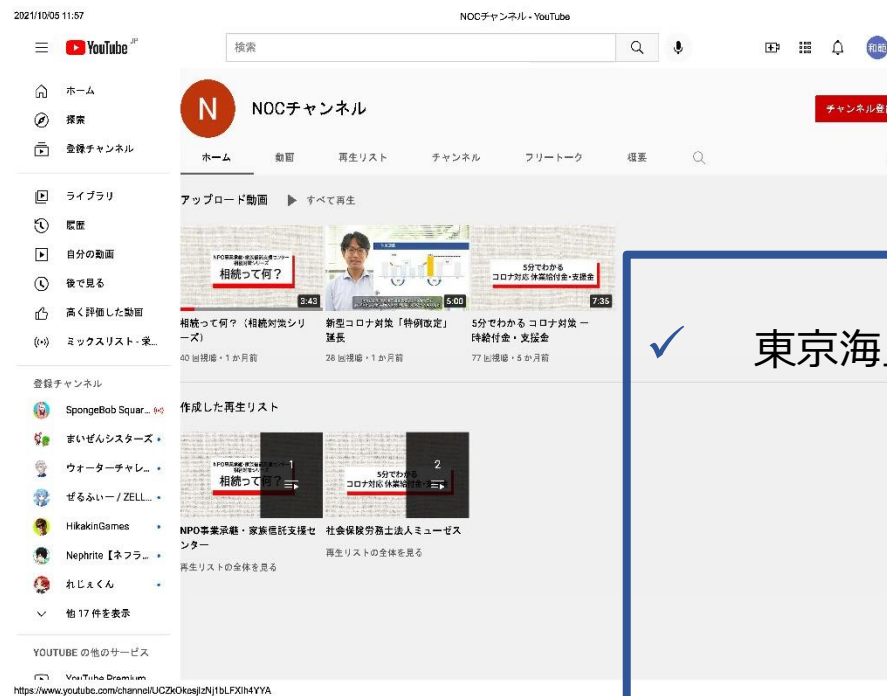
- ✓ 原本を保管
- ✓ 遺言のチェックはなし
- ✓ 裁判所の検認不要
- ✓ 亡くなった後は、市区町村役所と連携し、相続人に対し通知
- ✓ 途中での閲覧可能
- ✓ 制度開始後1年で約2万件の実績

※手続のご利用には、予約が必要です。また、手数料がかかります。

終わりに



東京海上日動あんしん生命



✓ 東京海上日動あんしん生命様 ご提供の
終活ノートをご希望の方
全員に進呈いたします。
税務担当者、若しくは
044-711-4111 まで
ご連絡下さい。

✓ NOCチャンネル (Youtube)
本編の続きを公開予定
相続税の詳しい情報も掲載して
おります。是非ともご覧下さい。



ご清聴ありがとうございました